

公益財団法人春日井市食育推進給食会ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 公益財団法人春日井市食育推進給食会ホームページ（以下「給食会ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、公益財団法人春日井市食育推進給食会広告掲載要綱（平成 年 月 日施行。以下「要綱」という。）に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザービリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(給食会ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが給食会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 給食会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが公益財団法人春日井市食育推進給食会の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見

えるようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。